

901 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業

1. 特例を設ける趣旨

相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者数が少ない状態が一定期間継続している地域においては、雇用のミスマッチが生じているものと考えられますが、このような地域において、社会保険労務士が求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができるようにする特例を設け、雇用のミスマッチの解消を図るものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、求人が相当数あるにもかかわらず求職者が安定した職業に就くことが困難な状況にあるなどの要件を満たすものと認めて特区計画を申請し、認定された場合に、当該特区内において、都道府県労働局長の認定を受けた社会保険労務士が、求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができるように、社会保険労務士法第2条に規定する社会保険労務士の業務の特例を設けるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ① 厚生労働省令で定める状態（①相当数の求人があること、②求人数に比して就職者数が少ないこと、③①②の傾向が一定期間継続していること）とは、次のような状態です。

認定を受けようとする特区における求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率（求人の数に占める求職者が当該求人を充足した数の割合をいう）、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標が他の地域における当該指標に比較して低位にあることにより、当該特区内において求人が相当数あるにもかかわらず当該特区内の求職者が当該特区内において安定した職業に就くことが困難な状況にあると認められ、かつ、当該状況の急激な変化が認められない状態。

- ② 開業後一定年数を経過していることとは、次のような状態です。

社会保険労務士法第2条に規定する事務を行うための事務所を設けてから3年以上経過していること。

- ③ 懲戒処分を受けていないこととは、次のような状態です。

社会保険労務士法第25条に規定する懲戒処分を受けたことがないこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、地方公共団体が、求人が相当数あるにもかかわらず求職者が安定した職業に就くことが困難な状況にあるなどの要件を満たす者と認めた根拠（求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標及びこれらと比較した他の地域の指標等）を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

907-1 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業

1. 特例を設ける趣旨

現在、都市部を中心に特別養護老人ホームへの入所希望者が増加している状況にあり、真に入所の必要性がある方の数を正確に見込んだ上で、このような状況に適切に対応していくことが求められています。このため、特別養護老人ホームの整備量が必要入所定員総数に達していない老人保健福祉圏域において、特区計画が認定された場合、自治体及び社会福祉法人以外の主体にも特別養護老人ホームの経営を認めることにより、多様なサービス提供主体によって、地域の介護ニーズを充足することを可能とするものです。

2. 特例の概要

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく選定事業者である法人は、特区内の特別養護老人ホーム不足区域（※1）において、厚生労働省令（※2）の定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができます。

※1 特別養護老人ホーム不足区域とは、特別養護老人ホームの入所定員総数が、都道府県の老人福祉計画における特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る老人保健福祉圏域が含まれる区域をいう。（以下同じ。）

※2 当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において特別養護老人ホームの設置の認可を受けようとするPFI法に基づく選定事業者である法人は、施設の名称及び所在地、入所定員や資産の状況等を記載した申請書等を、施設を設置しようとする地の都道府県知事等に提出しなければならない。

3. 基本方針の記載内容の解説

○ 都道府県老人福祉計画において定める特別養護老人ホームの必要入所定員総数について

- ・ 都道府県老人福祉計画は、3年ごとに策定される都道府県介護保険事業支援計画と一体的に作成されるものであり、当該計画に定められる特別養護老人ホームの必要入所定員総数とは、当該計画の目標年度における必要入所定員総数である。

したがって、特別養護老人ホームの入所定員総数が、都道府県老人福祉

計画において定める特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回るかどうかの判断に当たっては、認定申請時の特別養護老人ホーム入所定員総数と平成18年度から始まった第3期介護保険事業支援計画を踏まえた都道府県老人福祉計画の目標年度（平成20年度）における特別養護老人ホームの必要入所定員総数を比較し、判断することになります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、特区の全部又は一部が特別養護老人ホーム不足区域であることがわかるように記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

910 病院等開設会社による病院等開設事業

1. 特例を設ける趣旨

株式会社の資金調達能力及び研究開発意欲の活用が高度な医療の開発・普及の促進の観点から適切かつ有効であるかを検証するという趣旨により、高度な医療の提供を促進する特区の認定を受けたときは、当該特区内において株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設することを認める医療法等の特例を設けるものです。

2. 特例の概要

株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の開設許可の申請があった場合には、所要の要件を満たせば、医療法第7条第5項の規定にかかわらず、許可を与えることとするとともに、開設の許可を受けた株式会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第65条の規定にかかわらず、保険医療機関の指定は行わないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 高度な医療の定義

株式会社が特区において行うことのできる高度な医療は、高度な技術を用いて行う倫理及び安全性の観点から問題がないと認められる医療で、次のいずれかに該当するものです。

- ①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断（「高度画像診断」）
- ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療（「高度再生医療」）
- ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療（「高度遺伝子治療」）
- ④高度な技術を用いて行う美容外科医療（「高度美容外科医療」）
- ⑤提供精子による体外受精（「高度体外受精医療」）
- ⑥その他これらに類するもの

このうち、⑥の「その他これらに類するもの」については、地方公共団体からの要望事項について現時点ですべて把握しているわけではなく、また、今後、技術の進展等により新しい高度医療が出現することも予想されるため、規定したものです。

(2) 株式会社が開設する病院又は診療所が満たすべき要件

認定を受けた特区内において、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、医療法（昭和23年法律第205号）第21条及び第23条の規定に基づき医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）において定める病院又は診療所の構造設備及びその有する人員等に関する要件を満たさなければなりません。

また、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、あわせて、許可申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして別途厚生労働省令で定める基準を満たさなければなりません。その基準は、高度な医療の内容ごとに定められていますが、具体的には以下のとおりです。

- ア 提供する高度医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師が1名以上置かれていること。（すべての高度医療について規定。また、高度画像診断については、あわせて、「高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の診療放射線技師が1名以上置かれていること。」）
- イ 提供する高度医療を実施するために必要な施設を設けていること。（高度体外受精医療のみについて規定。）
- ウ 提供する高度医療を実施するために必要な設備（エに規定するものを除く。）を設けていること。（すべての高度医療について規定。）
- エ 提供する高度医療に用いる物質（高度医療の内容に応じて、放射性同位元素、細胞、遺伝子と異なる。）を製造（培養、組換え）するために必要な設備及び製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に供給を受けることができること。（高度体外受精医療以外の4種類の高度医療について規定。）
- オ 提供する高度医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会が置かれていること。（高度画像診断、高度美容外科医療以外の3種類の高度医療について規定。）
- カ 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文章が作成されていること。（すべての高度医療について規定。）

(3) 株式会社が開設する病院又は診療所が行う広告の方法及び内容に関する基準

株式会社が開設する病院又は診療所については、医療法第69条第1項に規定する事項のほか、高度な医療を提供している旨を広告することができますが、その行われる広告は、虚偽にわたってはならず、また、医療

法施行規則第42条の3各号に規定する広告の方法及び内容に関する以下の基準を満たさなければなりません。

- ① 提供する医療の内容が他の病院又は診療所と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
- ② 提供する医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画の記載に当たって特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画において、当該特区内で3(1)の高度医療が提供されることを明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

9 1 1 - 2 ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業

1. 特例を設ける趣旨

コンビナートにおいては、ボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）の連続運転が認められていない小規模事業場の開放検査時に、コンビナート内の連続運転の認定を受けた他の事業場もその運転を停止することが必要になっているため、安全管理等の共同実施による小規模事業場の連続運転を可能とし、そのコンビナート全体の連続運転を可能とするものです。

2. 特例の概要

一の事業場のみではボイラー等の連続運転の認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合に、地方公共団体により安全性が確保されると認められた共同での安全管理等の実施体制等について、厚生労働大臣により、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認された場合には、事業場が当該内容に基づく措置を講じることをもって、認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たすものとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「連続運転」とは、特に安全管理等が良好であることを所轄労働基準監督署長が認めたボイラー等については、その開放検査の周期を最長4年まで延長できることとしており、その間の性能検査はボイラー等の運転を停止せずに行うことができる制度です。
- (2) 連続運転の申請方法には、複数の事業場による共同申請以外にも、コンビナートを構成する他の事業場に安全管理等の一部を委託する等による単独申請も含まれます。
- (3) 「コンビナートを構成する他の事業場」とは、コンビナート内において隣接又は近接した敷地内にあり、かつパイプラインで接続され、材料等の需給関係にあるボイラー等を有する事業場のことです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、

- (1) 一の事業場のみでは認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合における、コンビナートを構成する他の事業場と共同での安全管理等の実施体制及び手順
- (2) (1) の場合において緊急時に適切な運転停止等の措置が実施されるような安全確保対策

を各事業場の役割分担及び責任分担を明確にした上で、具体的に記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

公立保育所における運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、公立保育所における給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

2. 特例の概要

公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における給食の外部搬入を可能とします。

- (1) 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること
- (2) 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること
- (3) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること
- (4) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること

3. 基本方針の記載内容の解説

①「公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点」

例えば、児童一人当たりにかかる保育コストが比較的高い過疎地域等の公立保育所において、公営の給食センター等を活用することにより、公立保育所及び給食センター相互で一体的な運営を行うことなどを想定しています。

②「調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること」

保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

③「社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準」

この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指しています。

④「現行の調理業務の委託・受託に係る基準」

この調理業務の委託・受託に係る基準とは、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を指しています。

⑤「食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること」

食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいいます。具体的には、発出予定の食育に関する通知や、いくつかの自治体において、子どもの食育を進める際の目標、指針として、策定されている「食育ガイドライン」等に基づき食事を提供するように努めるということです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

9 2 7 市町村による狂犬病予防員任命事業

1. 特例を設ける趣旨

知事が任命した狂犬病予防員が野犬の抑留事務等を行う現行制度に加え、地域の特殊事情や市町村の判断に応じたきめ細やかな対応も可能とするため、市町村も野犬の抑留事務を行うことができるようにし、もって狂犬病の発生予防に資することとするものです。

2. 特例の概要

知事が任命した狂犬病予防員の数が市町村の区域の範囲に比して少ないことから犬の抑留事務を当該市町村が自ら行う必要があると認め、特区計画の認定を受けた場合、狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留事務等について、必要な費用を自ら負担することを条件に、市町村も行うことを可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 都道府県及び市町村は、それぞれ措置する抑留事務を並行して取り組むことができるものであるため、各狂犬病予防員は、各捕獲人を使用することとなっています。
- (2) 市町村が任命する狂犬病予防員及び捕獲人については、知事が任命する場合と同様、非常勤職員でも可能となっています。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は以下のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、「都道府県知事が任命した狂犬病予防員の数が市町村の区域の範囲に比して少ないこと」を示す、①当該市町村を管轄する保健所の総管轄面積、②当該保健所に配置されている狂犬病予防員数、③当該市町村の面積及び任命予定の狂犬病予防員数、を記載し、添付書類の構造改革特別区域に含まれる行政区画を表示した図面等に、設置を予定している犬の抑留所の設置位置を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

9 3 3 特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業

1. 特例を設ける趣旨

特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所及び介護老人保健施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）については、2階に居室等がある場合は、耐火建築物とする必要があります。木造で耐火建築物とすることは困難ですが、準耐火建築物とすることは比較的容易であり、2階建て準耐火建築物を認めることが、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等につながり、利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与することができます。

2. 特例の概要

2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、準耐火建築物とすることができるようにするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 設備構造の要件

入所者の円滑な避難が可能となるような避難経路を、2階から地上に通じるように屋外に確保することを要件としています。

すべり台等の避難設備を設置したり、スロープを設置するなど、各地方公共団体の判断により必要と考えられる避難経路を確保して下さい。

(2) 管理運営の要件

火災の際に上記の避難経路を有効に利用して、入所者の円滑な避難が可能となるように、定期的に訓練を行うようにして下さい。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画認定後に、その特区内において、新たに本特例措置の適用を受けようとする場合には、特区計画の変更認定を受ける必要はありませんが、本特例措置の適用状況を把握する必要があることから、適用を受ける事業所の概要（サービス種別、事業所名、住所など）を厚生労働省老健局あてに報告して下さい。（様式任意）

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

934 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

1. 特例を設ける趣旨

近隣において生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービス事業を利用することが困難な障害者又は障害児が、介護保険法の規定に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用できるようにし、身近な場所でのサービス利用を可能とすることなどを目的としています。

2. 特例の概要

居間及び食堂の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、また、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児関係施設等から技術的支援を受けることが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護事業所を障害児（者）が利用した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を給付できるようにします。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 本特例措置は、指定小規模多機能型居宅介護事業所を障害児（者）が利用することを認めるものです。
- (2) 本特例措置は、指定小規模多機能型居宅介護の利用対象者に対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うことを想定しています。
- (3) 基本方針中、特例措置の内容における具体的な取扱いは、次のとおりです。
 - ① 小規模多機能型居宅介護の登録者数と障害児（者）の登録者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合計数がそれぞれ15人、9人を超えないこと。
 - ② ①の基準を満たしていることを前提として、居間及び食堂並びに宿泊室の面積など、指定小規模多機能型居宅介護に係る基準を満たしていること。
 - ③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確

保すること。

- ④ 障害児（者）を指定小規模多機能型居宅介護事業所において受け入れる際の障害児（者）関係施設等の「技術的支援」の具体的な内容としては、小規模多機能型居宅介護事業所の職員が、本特例措置により事業所に新たに受け入れることとなる障害児（者）を適切に処遇するため、障害の種別や程度に応じて生活介護事業所、児童デイサービス事業者、障害児通園施設等における実習・研修会等の機会を通じ、必要な資質を向上させることを想定しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、
 - (1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要
(①事業者の法人種別及び名称並びに住所、②小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所)
 - (2) 障害児（者）を受け入れる場合にあっては、障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし